

石垣市狩猟者研修センター（射撃場）建設推進基本計画・基本設計業務委託 特記仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

本業務の施行にあたっては、「土木設計業務等共通仕様書のほか、建築設計業務委託共通仕様書」（沖縄県土木建築部）に基づいて実施するほか、この特記仕様書によるものとする。

2 目的

農作物への主な有害鳥獣対策は、猟友会を中心とした石垣市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）による駆除活動を実施しているものの、実施隊員が現場に駆けつけるタイムラグなどの課題があるため、農家自身が自衛手段として狩猟免許の新規取得を推奨している。

しかしながら、本県には狩猟者の研修施設となる射撃場等が整備されておらず、新規取得や更新実技研修に係る県外への渡航費が多大な負担となっている。

そのため、管内予定地の選定を軸に、石垣市狩猟者研修センター（射撃場）（以下「狩猟者研修センター」という。）建設推進基本計画・基本設計業務を委託し、実施隊員の育成と普及を図ることを目的とする。

3 業務場所

石垣市内

4 土地の立ち入り等

本業務に際して、土地への立ち入り、立木の伐採を行う場合、所有者との紛争等が起きないように十分に留意するものとする。万一、紛争等が生じた場合は、受託者の責において解決に努めるとともに、速やかに監督員に報告すること

第2章 作業条件

1 適用する図書等

計画策定にあたり参考とする図書等は、業務計画書に明記するものとし、事前に監督員の承諾を得なければならない。

なお、図書等は、作成時点の最新版を用いるものとし、作業中に改訂された場合には、監督員と協議するものとする。また、図書等の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

2 計画条件

本業務では、鉛対策及び騒音対策、防災対策、その他、多岐にわたる関係法令を遵守する対応・対策を検討する。

(1) 鉛対策

射撃訓練で使用する弾丸に鉛を使用するため、土壌汚染対策法及び水質汚濁防止法、環境省「射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン」等に基づき、鉛対策を計画する。併せて、鉛対策効果の将来的な確認に必要となるモニタリング等について計画する。

(2) 騒音対策

施設整備に伴い、隣接する地域住民等に対し、総合対策を計画する。

(3) 防災、赤土流出防止対策

用地造成及び施設整備等に伴い、必要となる防災、赤土流出防止対策を計画する。

(4) 関係法令等への対応・対策

上記(1)、(2)、(3)のほか、関係法令等への対応・対策を総合的に実施する。主なものは以下のとおりであるが、射撃場の整備及び運営開始までに必要となる関係法令等について受託者にて整理するとともに、対応・対策を検討する。

- ① 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- ② 銃砲刀剣類所持等取締法
- ③ 火薬類取締法
- ④ 指定射撃の指定に関する内閣府令
- ⑤ 建築基準法
- ⑥ 消防法
- ⑦ 電気事業法
- ⑧ 水道法
- ⑨ 都市計画法
- ⑩ 農地法
- ⑪ 農業振興地域の整備に関する法律
- ⑫ 森林法
- ⑬ 文化財保護法
- ⑭ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- ⑮ 沖縄県赤土等流出防止条例
- ⑯ 石垣市自然環境保全条例
- ⑰ 石垣市景観地区条例
- ⑱ 石垣市福祉のまちづくり条例

(5) 大会の競技施設基準への対応

国体等のクレール射撃大会について、競技設置基準を満たした計画とする。

第3章 業務内容

1 対象施設の整備内容

狩猟者研修センターの施設想定は、別添1(想定施設概要)のとおりであるが、各種検討のうえ、監督員と協議し、最適な整備内容を決定する。

2 作業項目内容

別添2（作業内容一覧表）のとおりとする。

3 業務の留意点

- (1) 設置用低下書の地形等を熟知し、経済的で実施可能な工法等を選択すること。
- (2) 計画策定に景況する買収用地及び借地、補償物件等について、十分調査の上、作業を実施すること。
- (3) 公道から狩猟者研修センターに至る取付道路の計画についても本業務に含まれるものとする。現地調査結果、造成計画等を総合的に検討し、最適な計画を行うこと。
- (4) 概算工事費等の算定については、監督員と協議の上、適切な歩掛りを採用すること
- (5) 図書、資料等を引用する場合は出典を明示すること。
- (6) 各種比較検討を行った場合は、条件、要員、検討経緯等を整理し、結果に至った根拠を明確にすること。
- (7) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督員の下承を得ること。
- (8) 環境に配慮した設計を実施すること。
- (9) 住民等への説明資料については、配付資料の他、説明用パワーポイント及び想定問答の作成を行うこと。なお、住民へ配布する配付資料の印刷は受託者にて行うものとする。

第4章 成果品

1 電子納品

本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事等の各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、ガイドラインに示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指すものとする。

なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、監督員と協議すること。

2 電子納品に関する基準

電子納品に関する基準は、基本的に国土交通省が策定する電子納品に関する要領・基準に準拠するものとする。

3 電子納品に係る費用

電子化に要する費用は、現行の積算に含まれているものとする。なお、成果品のうち、電子成果品によらないものは、従来どおり、紙ベースにて提出すること。

4 成果品の提出

成果品提出の際は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで電子媒体を提出すること。

なお、国の電子納品に係る基準をガイドラインにて変更することにより生じたエラーにつ

いては、ガイドラインに沿ったものであれば、エラー無しとみなすこととする。

5 成果品

提出書類及び成果品については、報告書（簡易製本版）2部（概要版含む）、縮小図面（A3片袖折り）2部、電子媒体2部とする。また、図面、数量計算書、表、各種データについては、CAD、Excel等についても電子媒体に保存し提出すること。

第5章 打ち合わせ

打ち合わせは下記とおりとし、1回あたり所要時間は半日程度を想定している。

第1回	業務着手時
第2回から6回	中間打ち合わせ
最終回	成果品納入時

第6章 その他

1 資料の返還

本業務の遂行に必要な書類及び資料等は、委託者の指示に従って受託者が関係部署より借り受けた場合、業務完了後すみやかに返還しなければならない。

2 疑義

疑義については、着手前に明確にしておくものとする。着手後に疑義が生じた場合には、協議の上、委託者の指示に従うものとする。業務に関する作業場の打ち合わせ協議事項については、その都度協議書を作成し双方において確認する。

3 秘密の保持

受託者は、貸与された資料を含め、委託業務の処理上知り得た知識を他人に漏らしてはならない。

4 個人情報の保護

受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

5 その他

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

6 所管課

この業務の所管課は、農林水産商工部農政経済課が担当する。

別添 1 (想定施設概要)

(参考資料)

施設名称		数量	備考
散弾銃 射撃場	トラップ専用射撃場	1 面	射座 5m、10m、15m (各 5 射座) ※ フィールド射撃兼用
	トラップ・スキート共用 射撃場	2 面	① トラップ射座 (5m、10m、15m) 各 5 射座 ② スキート 8 射座 (放出機 右 5m、1.05m 左 3.05m)
	スキート専用射撃兼用	1 面	① 8 射座 ※ フィールド射撃・ラビット射撃兼用 ② 放出機 (右 5m、1.05m) (左 3.05m)
ライフル (大口徑) 及び散弾銃 (スラ ッグ) 及びエアライフル射撃場		1 面	① 静的射撃 (標的距離 50m 及び 100m~300m) 5 射座 ② 動的射撃 (ランニングターゲット) (標的距離 50m) 5 射座 ③ バッフル式または覆道式
管理棟	1 棟	<p>(1) 玄関ホール 説明会形式が可能な 30 人分のスペースを確保</p> <p>(2) 事務室、応接室、物販所</p> <p>① 場長 1 名、職員 4 名程度が作業可能</p> <p>② 防犯カメラ設備併設</p> <p>③ 応接セット設置</p> <p>④ 実包類庫外貯蔵庫 2 台 (10,000 発、事務所室内の 受付場所に設置)</p> <p>⑤ 来場者受付</p> <p>⑥ 弾薬販売受付</p> <p>⑦ スクール形式で 100 名の利用が可能</p> <p>⑧ 多目的使用可能な移動仕切壁板を設置 (3 分割)</p> <p>⑨ 机・椅子等の収納室を併設</p> <p>⑩ 便所: 男 (小 4、大 2) 女 (3)、多目的 (車いす、 オストメイト等に対応)</p> <p>(3) 銃保管庫</p> <p>① 500 丁分の (立て掛け棚、銃ケース) 保管スペース</p> <p>② 銃ロッカー及び銃の組み立て準備スペース</p> <p>③ 100 人分、人目に付きやすい玄関ホール付近に設置</p> <p>④ 休憩室 30 人が同時に利用可能 (電子レンジ等給湯設備併設)</p> <p>⑤ 更衣室 男女別、各室 6 名程度が同時に利用可能な規模</p> <p>⑥ 自動販売機設置スペース</p>	
附帯施設	1 棟	<p>保管庫</p> <p>クレー、清掃機材 (重機含む) 等の保管</p>	

	2 棟	実包火薬庫 ① 100,000 発保管（販売登記用） ② 100,000 発保管（保管登記用）
	1 棟	便所（男・女） 射撃場付近に 1 ヶ所設置 ※ 管理棟と射座間が近ければ不要
	1 棟	食肉（ジビエ等）処理施設等 ※ 国産ジビエ認証取得施設を想定
入退場門		車両等を含む施錠可能な入退場門
駐車場		100 台以上 ① 身体障害者優先駐車スペース（3 台程度）を確保 ② 車いす利用者等用のスロープ等を設置 ③ 防犯カメラ

※ 本施設は、国体のクレール射撃場としても利用可能な規格等とします。

※ 本概要は、参考想定であり、監督員と各種検討・協議し、最適な整備内容を決定するものとする。

別添 2 (作業内容一覧表)

工種	種別	規格・細別	作業内容	求める成果品	数量	単位
基本計画	準備作業	現地調査	計画対象地区及び周辺地区の現地踏査及び既往資料の整理（地勢や地形・地物、河川、インフラ整備状況等）。	現地踏査結果 各種資料のとりまとめ結果	1	業務
		土地所有者等の整理	事業実施に関係する土地所有者等について、発注者提供資料等により整理	取りまとめ結果 平面図	1	業務
		法規制等の整理	計画地における法規制等を整理	取りまとめ結果	1	業務
		補償物件調査	事業実施に当たり補償すべき物件（電柱、水道、電話ケーブル等）を調査	調査結果	1	業務
		事例調査	他地区の事例を参考とするため調査・整理	調査結果	1	業務
	基本計画、基本設計の検討	導入機能等の検討	整備水準・導入機能等の検討	検討結果	1	業務
		法規制等に係る対応・対策の検討	射撃場整備・運営等に関する各種法規制等に係る対応・対策を検討。鉛、騒音、防災、航空機対策を含む	検討結果	1	業務
		各種施設の検討	各種施設（射撃場・管理棟・附帯施設・調整池・水道・汚水処理・電力供給等）の規模、整備内容等を検討	検討結果	1	業務
		造成計画等の検討	敷地造成及び導入施設等の配置を検討。土取場・土捨場、赤土流出対策が必要となる場合は、その検討を含む。 また、公道から射撃場に至る取付道路の検討を含む	検討結果	1	業務
		基本計画図の作成	地形図等を基に基本計画図を作成	図面（平面図、横断図、施設配置計画図、各種施設検討図等）	1	業務

		イメージパースの作成	鳥瞰図 1 枚、目線図 2 枚程度)	イメージパース	1	業務
		概算工事費等の算出	事業実施に必要となる概算業務費及び概算工事費、その他費用等を算出	概算数量	1	業務
		維持管理費の検討	施設運営に必要な維持管理費用を算出	概算業務費 概算工事費等	1	業務
		課題整理及びスケジュールの検討	課題の取りまとめ及び今後の調査、設計、関係機関協議、工事等を踏まえた施設運営開始までの行程及び予算計画等を検討	検討結果	1	業務
	その他	説明資料の作成	住民等へ説明資料を作成(1 回程度)。その他、業務実施の必要に応じて関係機関への協議用資料を作成	資料	1	業務
	報告書の作成	報告書の作成		報告書 報告書概要版	1	業務